

勤務条件制度

勤務時間と休日

○ 勤務時間

9時～17時30分

（12時15分～13時は休憩時間）

※時差勤務制度の詳細は「[時差勤務制度](#)」参照

○ 休日

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（いわゆる祝日）、12月29日～翌年1月3日（シフト勤務職場を除きます）

年次休暇、夏季休暇など

○ 年次休暇

毎年20日間付与します。

半日や1時間単位での取得も可能です。

○ 夏季休暇

7月1日～9月30日の間で、5日間付与します。

○ 結婚休暇

5日間付与します。

これらのほかにも、介護休暇や自己啓発に関する制度などもあります。（出産・子育て関連は次項参照）

主な出産・子育てに関する制度

○ 出産に伴う各種休暇

産前産後休暇（産前8週・産後8週の計16週）や配偶者の分べんの立ち合い等に使用できる配偶者分べん休暇（2日間）、出産に伴い育児に参加するための男性の育児参加休暇（5日間）などがあります。

○ 育児休業

3歳に達する日まで取得可能

○ 育児短時間勤務

週3日勤務や1日の勤務時間を短くすることができます。

○ 子の看護休暇

毎年5日間（子どもが2人以上の場合は10日間）

多様な働き方に関する制度

○ 時差勤務制度

始業時間を7時から11時までの間で、15分単位で選択できます。（終業時間は始業時間に応じて変わります。）

※ただし、公務の運営に支障がある場合を除きます。

○ リモートワーク

業務の運営に支障がない職員を対象に、原則週に2日まで、自宅からのリモートワークが可能です。

福利厚生

健康管理

定期健康診断、特殊健康診断、保健指導などが受けられます。

※その他、大阪市職員共済組合によるがん検診・配偶者人間ドック等 あり

メンタルヘルス

外部カウンセリング機関と契約し、職員や家族がメンタルヘルスに関する相談ができるメンタルサポート室を開設しています。また、ストレスチェックやメンタルヘルスに関する各種研修も実施しています。

各種手当

通勤手当、住居手当、扶養手当などの各種手当が支給されます。

※その他、大阪市職員共済組合より傷病手当金・育児休業手当金等の支給あり

その他

職員は大阪市職員互助会に加入し、福利厚生に関する各種サービスが受けられます。

(外部リンク)

大阪市職員共済組合<http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>

大阪市職員互助会<https://www.cityosaka-gojo.or.jp/>